

京都市告示第 30 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等の路線を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年4月1日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終 点 点
1	醍醐水0130号	伏見区醍醐東合場町77番地地先 同町26番地の1地先

(建設局土木管理部道路明示課)